

令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(農林水産省経営局金融調整課)

項目名	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置		
税目	法人税 (租税特別措置法第 66 条の 5 の 2、3)		
要望の内容	金融機関の取引実態や市場の変動に柔軟に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 ( — 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 OECD では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) に対処するため、平成 24 年より BEPS プロジェクトを立ち上げた。 過大支払利子税制は、BEPS 対応の一環として、純支払利子等 (=支払利子等 - 受取利子等) の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止することを目的としている。		
	(2) 施策の必要性 当税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避 (例: 海外からの借入れを原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと) を防止することである。 一方で、市場から外貨を調達 (円をドル等に交換) して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっているため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
		政策の達成目標	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、金融機関の経営の健全性を高めることに寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することができるため妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	